

I. 前文

1. 独立行政法人整理合理化計画策定の意義

独立行政法人は、制度導入以来6年が経過した。この間、人件費の削減、財政支出の削減、自己収入の増加、透明性の確保等の成果がある一方、一部でいわゆる官製談合の舞台となるなど、国民の信頼回復が喫緊の課題となっている。このため、国民生活の安定及び社会経済の健全な発展のため必要なサービスを確保しつつ、政府における無駄を徹底して排除するよう取り組んでいく必要がある。

2. 計画策定の経緯

「経済財政改革の基本方針2007」(平成19年6月19日閣議決定)において、101の独立行政法人について原点に立ち返って見直し、年内を目途に「独立行政法人整理合理化計画」を策定する旨が決定された。これを受け、行政減量・効率化有識者会議(以下「有識者会議」という。)を5回開催し、この議論に基づき「独立行政法人整理合理化計画の策定に係る基本方針」(以下「基本方針」という。)を8月10日に閣議決定した。

8月末までに主務大臣から所管する独立行政法人についての整理合理化案が提出されたことを受け、有識者会議において、9月以降、14回の会議を開催し、49法人についてヒアリングを実施したほか、政策評価・独立行政法人評価委員会、規制改革会議、官民競争入札等監理委員会及び資産債務改革の実行等に関する専門調査会(以下「専門調査会」という。)における独立行政法人見直しの関連議論につき報告を聴取した。また、並行して、行政改革推進本部事務局において、インターネット等を通じた国民の意見募集も行った。11月27日に有識者会議で「独立行政法人整理合理化計画の策定に係る指摘事項」が取りまとめられた。

政府は、これに基づき、独立行政法人整理合理化計画を以下のとおり定め、同計画を着実に実行することとする。

II. 各独立行政法人の事務・事業及び組織等について講ずべき措置

1. 検討の基本的な考え方

(1) 事務・事業の見直し等

国民にとって真に不可欠な事務・事業以外は廃止すべきであり、引き続き独立行政法人が行うこととされる事務・事業についても規模の適正化・効率化等を推進する。

(2) 法人の廃止、民営化等

- ① 事務・事業の見直しを踏まえ、組織を存続する必要が認められないものは廃止する。
- ② 事務・事業自体は国が関与する必要があるが事業性の認められる法人等の事務・事業であって、効率的・機動的な経営の実施が可能となるなど、民間主体又は全額政府出資の特殊会社で実施させることができるものについては、民営化、全額政府出資の特殊会社化を行う。

(3) 統合、他機関・地方への移管

類似業務を行っている法人、融合効果の見込める研究開発型の独立行政法人、小規模な法人であって業務運営の効率化等が図られるものについては、他法人との統合や他機関・地方への移管を行う（他の主務大臣の所管に係る法人の行う関連業務（研究開発・政策研究業務、病院業務、国際業務など。）を含む。）。

(4) 非公務員化

簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律（平成 18 年法律第 47 号。以下「行政改革推進法」という。）第 52 条の規定に基づき、役職員に国家公務員の身分を与えることが必要と認められないときは、特定独立行政法人の役職員の非公務員化を行う。

2. 各独立行政法人について講ずべき措置

各独立行政法人について講ずべき措置は、別表のとおりである。

Ⅲ. 独立行政法人の見直しに関し講ずべき横断的措置

1. 独立行政法人の効率化に関する措置

(1) 随意契約の見直し

- ① 独立行政法人の契約は、原則として一般競争入札等（競争入札及び企画競争・公募をいい、競争性のない随意契約は含まない。以下同じ。）によることとし、各独立行政法人は、随意契約によることができる限度額等の基準について、国と同額の基準に設定するよう本年度中に措置する。
- ② 各法人が策定する随意契約見直し計画において、独立行政法人全体で、平成 18 年度に締結した競争性のない随意契約 1 兆円のうち、約 7 割（0.7 兆円）を一般競争入札等に移行することとしており、これらを着実に実施することにより、競争性のない随意契約の比率を国並みに

引き下げる。

- ③ 各独立行政法人は、契約が一般競争入札等による場合であっても、特に企画競争、公募を行う場合には、真に競争性、透明性が確保される方法により実施する。
- ④ 随意契約見直し計画の実施状況を含む入札及び契約の適正な実施について、監事及び会計監査人による監査、評価委員会による事後評価において、それぞれ厳正にチェックする。
- ⑤ 各独立行政法人は、随意契約見直し計画を踏まえた取組状況をウェブサイト公表し、フォローアップを実施する。
- ⑥ 総務省は、独立行政法人における随意契約見直しの取組状況を取りまとめ、公表する。

(2) 保有資産の見直し

- ① 各独立行政法人は、基本方針及び専門調査会の議論等を踏まえ、保有する合理的理由が認められない土地・建物等の実物資産の売却、国庫返納等を着実に推進し、適切な形で財政貢献を行う。このため、所要の条件整備を行う。
- ② 各独立行政法人は、上記の売却等対象資産以外の実物資産についても、引き続き、資産の利用度等のほか、本来業務に支障のない範囲での有効利用可能性の多寡、効果的な処分、経済合理性といった観点に沿って、その保有の必要性について不断に見直しを実施する。その際、継続する事務・事業に当該資産が必要と判断される場合であっても、証券化等による資産圧縮について検討する。
- ③ 各独立行政法人は、不要となった金融資産の売却やそれに伴う積立金の国庫返納を行うとともに、既存貸付金の売却・証券化の検討・促進や不良化している貸付けの早期処分等により金融債権について圧縮の方向で見直しを行う。また、金融資産の運用については、運用の効率性の向上に向けて、運用体制の確立と運用方針の明確化を図る。
- ④ 保有資産の見直しの状況については、監事による監査、評価委員会による事後評価において、それぞれ適切にチェックする。

(3) 官民競争入札等の積極的な適用

競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成 18 年法律第 51 号）に基づく官民競争入札等の積極的な導入を推進し、独立行政法人の提供する財・サービスの質の維持・向上と経費削減を図る。